

片山津中学校いじめ防止基本方針

～児童生徒が安心・安全に学ぶことができる環境づくりを～

R8. 4

1. いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

2. いじめの基本方針

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくり等の未然防止に関する取組
- ② 早期発見のための取組
- ③ 相談体制の確立
- ④ 家庭・地域との連携
- ⑤ 校内研修の実施

3. いじめの未然防止についての取組

- ① 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
 - ・学校行事を通して、生徒達に活躍の場と互いに認め合う場となるような取組を行う。体育祭、スワトン祭等、学校行事を通して一人ひとりに役割を課し、生徒同士協力し合い取り組むことで、生徒同士が労いや感謝の言葉を掛け合うなど生徒の自信やクラスに対する帰属意識を高める。
 - ・生徒の話を聴くことから始め、日頃より生徒の様子を観察し声を掛けることを心掛けることにより生徒との信頼関係を深める。
 - ・ルールメイキング活動や生徒会のボトムアップの取組など、生徒主体の取組から「生徒のやってみよう」という心を育て、体験的な活動を通して自己有用感を高める。
- ② いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
 - ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことをあらゆる教育活動の中に浸透させる。そのために「いじめ防止対策推進法」に関する教師の校内研修会を実施する。

- ・すべての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実に努める。また、人権講話や集会などで個々の違いを認め合うような講話を行う。
- ・家庭と連携して情報モラル教育を推進する。「新入生保護者説明会」「懇談会」等の機会に家庭に携帯電話、スマホ利用に関しての情報提供や啓発を行う。また、非行被害防止講座を行い、SNSなどのトラブルや問題行動の抑制に努めて望ましい情報モラルのあり方について学ばせる。
- ・教育活動全体を通して、自律的に行動する姿勢を身に付けさせる。自分たちの学校生活・学習環境等を見直し、課題を決めて取り組ませ、成果を報告させる。
- ・ルールやマナーを進んで守るような、規範意識の高い生徒集団を育成する。
- ・温かい人間関係作りとして、ポジティブ行動支援や片中トークの実施、行事の縦割り活動を通し、豊かな人間関係づくりを推進する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても軽視することなく、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 週に一度生徒指導委員会を開催し、生徒の様子を観察や生徒の声(日常普通の会話)に耳を傾け、些細な事も含め教員間で情報共有する。
- ② 保護者と情報を共有するため家庭訪問や電話連絡を行う。
- ③ いじめアンケートの実施
- ④ ふれあい面談を学期に1度実施することで、いじめや不登校のセーフティネットにつなげる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えず組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は即その行為をやめさせる。
- ② いじめと疑われる行為の発見、相談や通報があった場合は、速やかに「いじめ問題対策チーム」で情報を共有する。
- ③ 「いじめ問題対策チーム」の方針により関係生徒より事実確認を行い、その結果を当該生徒(加害者・被害者)の保護者に連絡するとともに加賀市教育委員会に報告する。
- ④ いじめられた生徒、保護者を支援する。また、いじめた生徒へは、なぜそうした行為にいたったのか事情を聴くとともに指導を行う。保護者には、より良い成長に向けた学校の取組方針を伝え協力を求める。
- ⑤ 状況に応じて集会等で、追指導を行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

① 学校内の組織

- ・いじめの未然防止等いじめ問題について、組織として実効的に対応するため「いじめ問題対策チーム」を設置する。

<構成> ・校長・教頭・教務・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭・生徒指導サポーター・SC・SSW・いじめ対応アドバイザーが入り、平素からいじめの問題に備え、教職員間での共通認識を構築する。

<役割> ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
・いじめに関する情報や、問題行動に関わる情報の収集や記録共有
・いじめの疑いに係る情報があった場合に緊急会議を開催し、迅速な情報共有、関係生徒へ事情聴取、指導及び支援の方針決定、保護者との連携
・いじめの解消がなされたかの確認と共有、教育方針の意思決定を行う。
・アフターフォローについて、生徒の見取りや保護者への細かな連絡を行いながら、丁寧に様子を観察する。

<開催> ・必要に応じて緊急会議を開催（生徒指導委員会にて情報共有）

<年間計画>

【調査等】

- ・生活アンケート 5月・9月・1月（計3回：状況に応じて対応する。）
- ・いじめアンケート 4月・7月・11月・12月・2月
- ・ふれあい面談（学期に1回実施）

【研修会等】

- ・生徒指導研修会（4月）

② 保護者や地域・関連機関との連携

- ・保護者には学校だより・学年通信等を通じて学校での取組や相談機関の紹介を行う。
- ・CS、青少年健全育成会議と連携を密にし、情報の共有化を図るとともに状況によっては協力を依頼する。
- ・いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で発信する。
- ・大聖寺警察署、南加賀少年サポートセンター、南加賀保健福祉センター、子育て応援ステーション等との連携を密にするとともに、保護者へ各種相談機関についての情報を発信する。

③ 取組内容の検証

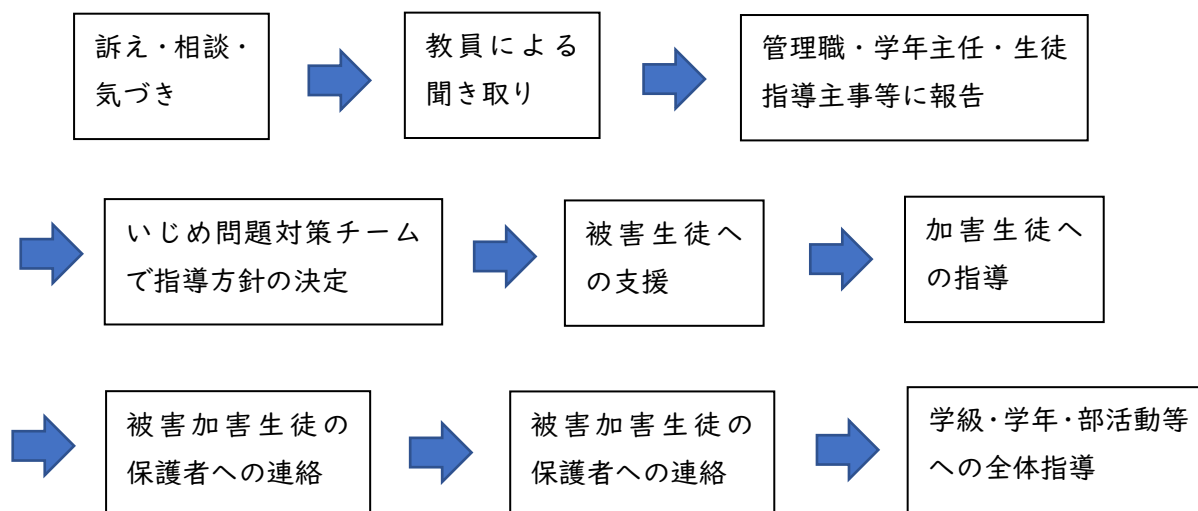
- ・教職員アンケートの実施
- ・生徒・保護者アンケートの実施と比較

7. 重大事態への対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、または、相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされるなど、重大事案が生じる恐れがある場合は、次の点に留意しながら対応する。

- ① すみやかに加賀市教育委員会に報告し、「いじめ問題対策チーム」を中心に被害生徒・保護者の思いを踏まえ、中立性、公平性の確保に努めながら事実関係を明確にするとともに必要に応じて専門機関や警察等関係機関へ通報し支援を要請する。
- ② 学校が把握した事実については、必要に応じて被害生徒及び保護者に対し情報を提供する。
- ③ 調査結果について加賀市教育委員会に報告するとともに、その調査結果を踏まえ事態の発生防止のため必要な取組を進める。
- ④ 案件に応じて全校集会や保護者集会、マスコミ対応など管理職を中心として、全生徒への心のケアに当たる。

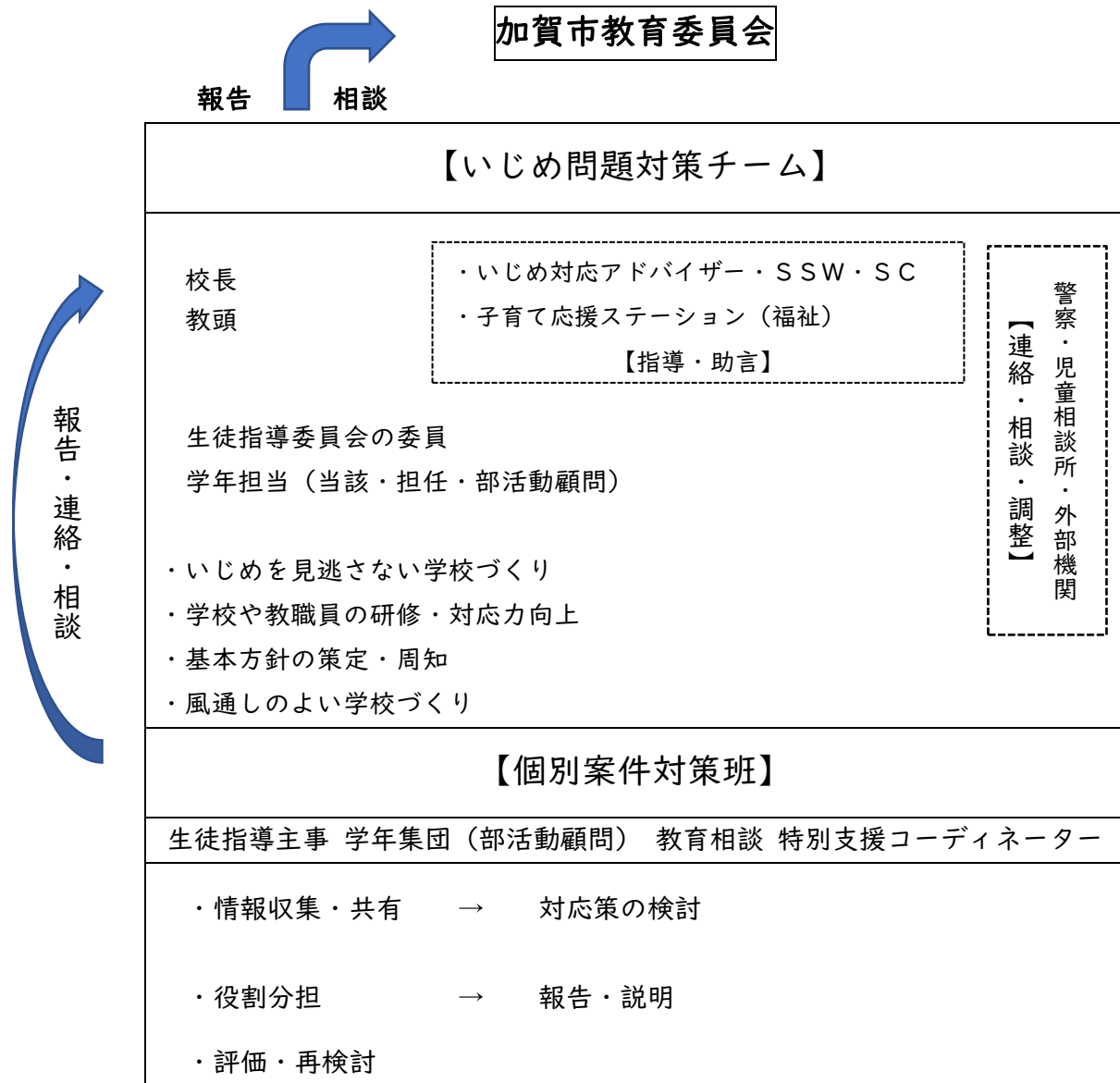
※ いじめ発見の際の流れ



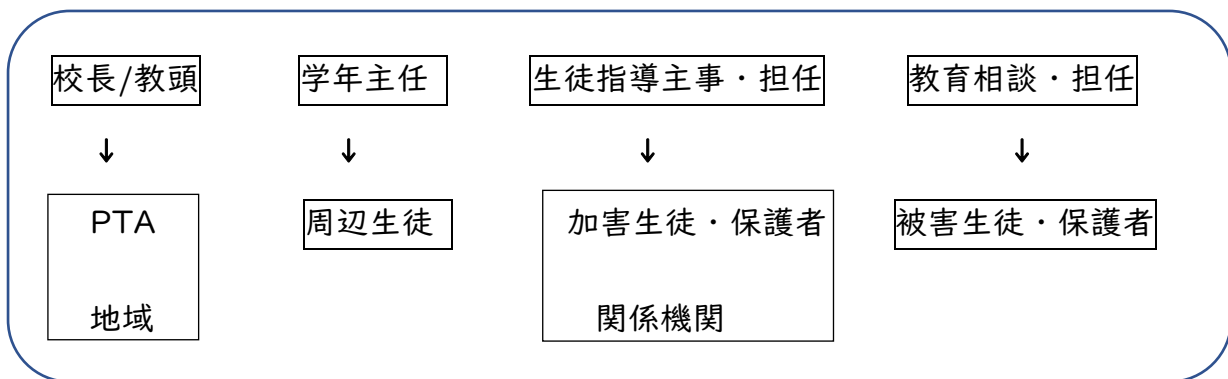
* 学校現場はもちろん、生徒の生活環境内のいたる所でいじめが起こりうることを。その対応次第で子どもの命が失われる可能性があるということを理解しておく。その上で使命感と責任感を持って未然防止と発覚後の指導と対応にあたること。謝罪の終了で指導が完結したわけではない。追指導とアフターケアを大切にすること。

- ・ いじめは大人のいないところで行われるものである。
- ・ いじめはエスカレートしていくものである。
- ・ 傷ついていても苦しくても生徒は『大丈夫』と言うものである。
- ・ いじめは人間の命を奪うものである。
- ・ いじめは直接の被害者加害者以外の多くの生徒が認識しているものである。

いじめ問題等発生時における対応組織図



※連絡系統



片山津中学校 いじめ防止基本方針： 法に基づく5つの安心・安全の柱

学校全体で組織的に運用し、法に準拠した安心・安全な学校づくりを実現



1. 法の定義を完全遵守 (Definition)

ネット上の行為や心理的影響を含め、生徒が苦痛を感じるものを「いじめ」と定義。

法第2条準拠



2. 常設の「いじめ問題対策チーム」 (Organization)

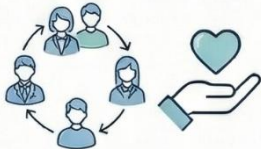
校長、SC、SSW等、心理・福祉の専門家を含む多様なメンバーで組織的に対応。

法第14条準拠



3. 実効性を高める3つの措置 (Three Measures)

①未然防止 (Prevention)



自己有用感を高める活動（行事での役割、生徒主体の活動）で互いに認め合う集団育成。

②早期発見 (Early Detection)



年5回のアンケートや学期毎の面談で早期に把握。

4月・7月・11月・12月・2月：
いじめアンケート
5月・6月・9月・10月・1月：
生活・QUアンケート
各学期：
ふれあい面談

③早期解決 (Early Resolution)



組織的な指導体制で迅速に解決を図る。

法第15条～23条準拠



4. 重大事態への迅速な対応 (Major Incidents)

生命・心身・長期欠席に関わる事態には、教育委員会と連携し中立な調査を実施。

法第28条準拠



5. PDCAサイクルと公表 (PDCA & Public Disclosure)

アンケート検証を通じて方針を修正し、HP等で取組内容を広く公開。

法第11条準拠